

# 蒲郡市民病院新棟等実施設計技術協力業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要項（再募集）

## 第1 一般事項

### 1 趣旨

蒲郡市民病院は、院内における現状と課題を整理し、その課題解決に向けた検討をもとに具体的な設計の指針を示すものとして「蒲郡市民病院新棟建設に伴う機能強化基本計画」を策定した。これらを踏まえて、令和4年10月に設計者を選定し、建設計画の基本となる建築概要、配置計画、平面計画などを主な内容とする「基本設計」をまとめた。

今後は設定した事業スケジュールを踏まえ、かつ、事業費内での新棟等建設を確実なものとすることを目的に、施工者の立場から高度な技術提案及び技術協力を実施設計に取り入れるため、「設計段階から施工者が関与する方式（ECI方式）」である「技術提案・交渉方式（技術協力・施工タイプ）」を採用し、蒲郡市民病院新棟等実施設計技術協力業務（以下「技術協力業務」という。）委託の相手方を公募型プロポーザル方式にて選定する。

この実施要項は、技術協力業務の相手方を公募型プロポーザル方式により選定するときの手続きに関し必要な事項を定めるものとする。本書と別紙一覧表に記載の文書を含め実施要項とする。

### 2 用語等の定義

#### (1) 本工事、新棟等整備工事、エネルギー棟機器改修工事

本工事とは、「蒲郡市民病院新棟等整備工事及び蒲郡市民病院エネルギー棟機器改修工事」のことを指し「蒲郡市民病院新棟等整備工事」（以下「新棟等整備工事」という。）と蒲郡市民病院エネルギー棟機器改修工事」（以下「エネルギー棟機器改修工事」という。）の2つからなる工事であり、それぞれに工事請負契約を締結する予定である。

#### (2) 施工予定者

施工予定者とは、発注者と技術協力業務委託契約を締結した者を指し、実施設計時において、発注者及び設計者と協働し、高度な技術提案及びバリューエンジニアリング（「品質を同等以上としコストを低減させる」又は「コストを上げないで品質を向上させる」方法）による提案（以下「VE提案」という。）及び施工実施方針を実施設計に反映させるため、発注者及び設計者へ技術協力業務を実施する者をいう。また、実施設計完了後は、本工事の見積合せを行い、発注者が決定した予定価格の範囲内であった場合、工事請負契約を締結する予定である。

#### (3) 設計者

実施設計を行う者をいう。

#### (4) 選定委員会

選定委員会とは、技術協力業務委託に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）選定委員会をいう。本プロポーザルにおいて、最優秀提案者・次点者の選定を公平・公正に進めるため、学識経験者を含む委員で構成する。

(5) CMr

CMrとは、コンストラクション・マネジャーであり、発注者を支援する者をいい、発注者が必要と認める場合には、関係打合せに参画する。

(6) 3者協議会

3者協議会とは、蒲郡市民病院新棟等整備工事及び蒲郡市民病院エネルギー棟機器改修工事技術協力協議会を指し、発注者及び設計者並びに施工予定者の3者により組織されるもので、実施設計時に施工予定者から提案される高度な技術提案及びVE提案並びに施工実施方針等の採否を検討し、採用となった場合は、実施設計に反映させる組織をいう。

### 3 施工予定者選定の概要

(1) 発注者

蒲郡市長 鈴木寿明

(2) 選定方式

企業の高度な技術を設計に反映させるため、技術提案及びVE提案(以下「技術提案等」という。)を求め、プレゼンテーション・ヒアリングを実施した上で、VE提案採用後概算工事費及び技術提案等を総合的に評価し、最優秀提案者を選定する「公募型プロポーザル方式」とする。

(3) 選定方法

発注者は、発注者が定める参加要件を満たす者から技術提案等を受け、「最優秀提案者」を選定する。選定にあたっては、選定委員会にて審査を行う。なお、選定委員会は非公開とする。

(4) 選定委員会

技術提案等の特定にかかわる審査は、以下の選定委員会で行う。

ア 委員長 名古屋市立大学特任教授 鈴木賢一

イ 副委員長 愛知工業大学教授 中井孝幸

ウ 委員 蒲郡市副市長 大原義文

蒲郡市民病院長 中村誠

蒲郡市総務部長 小田剛宏

(5) 最優秀提案者等の特定

最優秀提案者と次点者の候補者は、次のとおり選定する。

ア 最優秀提案者の候補者は、各委員が提案者ごとに評価し、その採点により各提案者に順位を付け、第1順位の最も多い提案者とする。

イ 第1順位の最も多い提案者が2者以上いるときは、第1順位の最も多い提案者のうち第2順位の最も多い者を最優秀提案者の候補者とする。以下、同数の場合は、同様に第3順位、第4順位と続ける。

ウ 次点者の候補者は、各委員が提案者ごとに評価し、その採点により各提案者に順位を付け、最優秀提案者を除いて第1順位の最も多い提案者とする。

エ 最優秀提案者を除いて第1順位の最も多い提案者が2者以上いるときは、第1順位の最も多い提案者のうち第2順位の最も多い者を次点者の候補者とする。以下、同数の場合は、同様に第3順位、第4順位と続ける。

オ ア～エによっても決まらない場合は、選定委員会において、各委員の採点結果を踏まえた上で、合議により決定する。

#### (6) 審査の公表

(3)の選定方法に基づく審査の結果は、参加者全員に通知するとともに蒲郡市民病院ホームページに全提案者の獲得評価を公表する。最優秀提案者と次点者については名称を公表し、その他の提案者については匿名での公表とする。提案者には審査講評を書面にて公表する。(検討事項：審査講評の公表について)

## 4 工事請負契約までの過程

- (1) 発注者は、最優秀提案者と「基本協定書（別紙1）」、最優秀提案者及び設計者と「パートナーシップ協定書（別紙2）」を協議の上取り交わし、整った後に「蒲郡市民病院新棟等実施設計技術協力業務」の委託契約を締結する。
- (2) 技術協力業務委託の契約締結後、最優秀提案者は「施工予定者」となる。
- (3) 発注者及び設計者並びに施工予定者は、本プロポーザル及び実施設計時に施工予定者から提案された技術提案等を実施設計に反映させていくため、3者協議会を組織する。
- (4) 発注者は、実施設計完了後に施工予定者と見積合せを行い、その金額が原則、基本協定締結時の合意金額、かつ、発注者が定める予定価格の範囲内であった場合は、工事請負契約の相手方として、工事期間等の契約条件を確認の上、これが整った場合に限り、当該見積金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって工事請負契約を締結する。
- (5) 最優秀提案者がその決定後、技術協力業務の契約締結までに「第1 10 参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合は、優先交渉権を失い、「技術協力業務委託契約」及び「基本協定書」「パートナーシップ協定書」は締結しないものとする。
- (6) 施工予定者が、技術協力業務締結後に、会社更生法又は民事再生法に基づく申立てがなされる等、発注者が施工予定者との本工事の契約について締結の見込みがないと判断した場合は、発注者は「技術協力業務委託契約」を解除することができる。また、契約を解除した場合、施工予定者は優先交渉権を失い、締結された「基本協定書」及び「パートナーシップ協定書」はその効力を失うものとする。
- (7) 発注者は、最優秀提案者と「技術協力業務委託契約」を締結できない場合は、最優秀提案者を除く本プロポーザルに参加した者のうち審査結果の順位が上位であった者から順に、受注の意向を確認した上で協議を行い、新たな最優秀提案者として(1)～(3)の手続きを行う。なお、最優秀提案者及び新たな最優秀提案者は、交渉等において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに第三者に漏らしてはならない。
- (8) 施工予定者と工事請負契約を締結できない場合、施工予定者を除く本プロポーザルに参

加した事業者のうち審査結果の順位が上位であった者から順に、受注の意向を確認した上で協議を行い、新たな最優秀提案者として(1)~(3)の手続きを行う。その後、調整等を行い、価格等の協議が成立した者（新たな施工予定者）と工事請負契約を締結するものとする。なお、施工予定者、新たな最優秀提案者及び新たな施工予定者は、交渉等において知り得た情報を秘密情報として保持するとともに第三者に漏らしてはならない。

- (9) 施工予定者は、技術協力業務の中で、構造又は設備等のV E提案において、施工予定者の所有する特許技術を使用した提案が採用された場合、速やかに設計者と協議の上、再委託契約を結び、「その他の設計者」として提案を反映すべく設計協力を行う。また、特許工法採用に起因し、何らかの損害賠償責任が発生した場合は、その責は提案を行った施工予定者が負う。

## 5 工事の概要

### (1) 工事の規模・内容

- ア 主要用途 病院
- イ 工事種別 新棟増築工事、既存棟増築工事、既存不適格解消工事
- ウ 構造 新棟：S造 地上6階  
発電機棟：RC造 地上1階  
既存病院：SRC造 地上8階、塔屋1階
- エ 規模 新棟：建築面積：2,466.97 m<sup>2</sup>  
延床面積：新棟 8,811.70 m<sup>2</sup>  
既存増築 41.59 m<sup>2</sup>  
発電機棟：建築面積：76.00 m<sup>2</sup>  
延床面積：76.00 m<sup>2</sup>  
既存病院：建築面積：10,226.21 m<sup>2</sup>  
(看護宿舎、院内保育所は除く)  
延床面積：28,586.56 m<sup>2</sup>  
(看護宿舎、院内保育所は除く)  
病床数：382床  
改修面積：約295 m<sup>2</sup>
- オ 工事範囲 建築工事（昇降機工事・外構工事含む）  
電気設備工事  
機械設備工事（給排水衛生設備・空調換気設備工事含む）
- カ 工期 工事請負契約締結日の翌日から令和10年6月30日まで  
ただし、新棟建設工事完成引渡しは令和10年1月31日とする。

### (2) 敷地の概要

- ア 工事場所 病院：愛知県蒲郡市平田町向田1番地1
- イ 敷地面積 病院：50,259.53 m<sup>2</sup>
- ウ 敷地要件 用途地域：準工業地域

(3) 総工事費参考金額（消費税及び地方消費税相当額含む）

総工事費上限額の目安となる。

総工事費上限額の決定については、発注者が基本協定書及びパートナーシップ協定書締結の際に行う。但し、本プロポーザルは工事予算の議決前の準備行為として実施するものであり、予算の減額又は否決があったときには、本プロポーザルについての実施の効力を失う場合がある。

本工事	9, 9 5 0 百万円
ア 蒲郡市民病院新棟等整備工事	7, 5 6 5 百万円
（ア） 新棟建設工事	7, 3 7 4 百万円
（イ） 既設改修工事	1 0 6 百万円
（ウ） 既存不適格解消工事	8 5 百万円
イ 蒲郡市民病院エネルギー棟機器改修工事	2, 3 8 5 百万円
（ア） 非常用発電機棟新築工事	3 6 2 百万円
（イ） エネルギー棟内機器改修工事	2, 0 2 3 百万円

## 6 設計業務等の関係者

(1) 設計業務委託受託者（設計者）：

株式会社久米設計 中部支社

(2) 実施設計CM業務委託受託者（CMr）：

日建設計コンストラクション・マネジメント株式会社

(3) 新棟建設支援業務委託受託者：

アイテック株式会社

## 7 事務局

蒲郡市民病院 新棟建設推進室（担当 小玉）

〒443-8501 愛知県蒲郡市平田町向田 1 番地 1

電話（直通） 0533 - 66 - 2203

F A X 0533 - 66 - 2295

メールアドレス hospishinto@city.gamagori.lg.jp

## 8 技術協力業務の概要

施工予定者となった者は、3者協議会に出席し、技術提案等を実施設計に反映させるため、以下の業務を実施する。

(1) 業務名称

蒲郡市民病院新棟等実施設計技術協力業務委託

(2) 業務委託料限度額

5, 4 8 9, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税相当額含む）

(3) 履行期間

委託契約締結日から工事請負契約日まで

(4) 業務内容

- ア 実施設計全般に対する技術検証
- イ 施工実施方針及び施工計画の作成
- ウ 技術情報（本プロポーザル時において採用された技術提案等を含む）等の提出
- エ 技術提案及び設計補助
- オ コスト管理支援
- カ 関係機関との協議資料作成支援
- キ 三者協議会への出席
- ク その他必要となる調査業務等
- ケ 発注者の要望に応じた各種データ・資料等の作成と提供
- コ 各種会議体の記録作成
- サ 近隣説明補助
- シ 報告書の作成
- ス 先行工事対応
- セ シミュレーション
- ソ 材料見本による各所材料選定及び確認
- タ 技術提案書の概要版（公表用資料）（任意書式 A3判：計2枚程度）作成
- チ 土地の地歴調査の実施及び土壌汚染等状況調査の実施
- ツ 年度別出来高予定額区分表（任意書式）の作成（技術協力業務委託開始時）
- テ 年度別出来高予定額区分表（任意書式）の作成（技術協力業務委託完了時）

(5) 支払条件

完了後一括払い。

(6) その他

詳細な業務内容、配置技術者、成果物等は、蒲郡市民病院新棟等実施設計技術協力業務委託特記仕様書（別紙4）を参照すること。

9 実施スケジュール及び書類の提出方法

(1) 実施スケジュールは、次表のとおりとする。

区分	項目	日程・期限
実施要項等公表から参加資格確認	公告及び実施要項等の資料を蒲郡市民病院ホームページに掲載	令和6年12月12日（木）
	秘密保持に関する誓約書提出	資料配布時
	資料等の貸与期間（ECI 図面含む）	令和6年12月12日（木）9時から 令和7年4月30日（水）17時まで
	参加申込に関する質問の提出期間（電子メールで提出）	令和6年12月12日（木）9時から 令和6年12月19日（木）17時まで
	参加申込に関する質問回答（ホームページに掲載）	令和6年12月26日（木）予定

	参加申込書等の提出期間 (電子メールで提出)	令和6年12月26日(木)9時から 令和7年1月14日(火)17時まで
	参加資格確認結果通知 (電子メールで通知)	令和7年1月16日(木) 予定
	現地見学 (希望者のみ)	令和7年1月18日(土)を予定しているが、随時相談に応じ、複数回の見学も可能とする。
技術提案書等審査	質疑提出期間 (電子メールで提出)	令和7年1月17日(金)9時から 令和7年1月23日(木)17時まで
	質疑回答 (ホームページに掲載)	令和7年2月6日(木) 予定
	技術提案書、VE提案書及び VE提案採用前概算工事費見積書の提出期間 (持参又は郵送で提出)	令和7年3月17日(月)9時から 令和7年3月19日(水)17時まで
	プレゼンテーション・ヒアリング	令和7年4月頃(予定)
	VE提案書の採否通知 (電子メールで通知)	令和7年5月上旬頃(予定)
	VE提案採用後概算工事費見積書等の提出期間 (電子メールで提出)	令和7年5月19日(月)9時から 令和7年5月20日(火)17時まで
	最終審査結果通知 (電子メール及び書面による通知)	令和7年5月30日(金)(予定)
基本協定書 パートナーシップ協定書	締結 ※締結できずスケジュールの変更が生じた場合は以下(3)(4)による	令和7年6月(予定)
技術協力業務 委託契約	締結 ※締結できずスケジュールの変更が生じた場合は以下(3)(4)による	令和7年6月(予定)
工事請負契約	締結	令和8年3月頃予定

- (2) 技術提案書等の提出物は、実施スケジュールに記載の日までの、9時から17時まで(土曜日、日曜日及び祝日と12時から13時までを除く。)に事務局まで持参にて提出又は、実施スケジュールに記載の日までに、配達証明付き一般書留にて必着とすること。
- (3) スケジュールについて変更が生じた場合は、既に参加表明等があった者に通知するとともに、ホームページに掲載する。
- (4) 技術協力業務委託契約、基本協定書、パートナーシップ協定書、工事請負契約の締結ができない場合は、最優秀提案者を除く本プロポーザルに参加した者のうち審査結果の順位が上位であった者から順に交渉を行う。

## 10 参加資格要件

参加資格要件の基準日は公告日とする。ただし、各号において基準日及び期間等を指定した場合は、それによるものとする。なお、本プロポーザルの参加者は単体企業及び共同企業体とする。共同企業体の場合、共同企業体運用準則（昭和 62 年 8 月 17 日建設省中建審第 12 号）、共同企業体の在り方について（平成 23 年 11 月 11 日国土交通省中建審第 1 号）に準拠した組織体制とすることが望ましい。単体企業及び共同企業体の場合においては代表構成員となる企業は、次にあげる全ての条件を満たす者とする。ただし、以下(1)から(8)については共同企業体の全構成員が満たすこととする。なお、本プロポーザルの参加資格を当初有した者が、参加資格確認結果通知後から最終結果通知までの間に、いずれかの条件を満たさなくなった場合は参加資格を喪失する。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 蒲郡市入札参加資格者名簿において、建築一式工事の入札参加資格について登録されていること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (4) 公募の日から契約締結日までのいずれの日においても、本市契約に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 「蒲郡市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 23 年 4 月 1 日付け蒲郡市長・蒲郡警察署長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に基づく営業停止処分を受けていないこと。
- (7) 中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）に基づく事業協同組合にあっては、組合の定款又は規約に共同受注の定めがある者。
- (8) 設計業務等の関係者と資本若しくは人事面において次にあげる事項に該当しないこと。  
「資本面において関連がある」とは、代表者本人又は当該事業者が、他の事業者へ総資本額の 50%以上を出資し、又は出資を受けている事をいい、「人事面において関連がある」とは、代表者又は役員が、他の事業者の代表者又は役員を兼ねている事及び代表者と他の事業者の代表者が、配偶者、直系血族（父母、祖父母、子、孫）、兄弟姉妹である事をいう。
- (9) 最新の経営事項審査結果通知における建築一式工事に係る総合評価値が 1,200 点以上であること。
- (10) 建築一式工事に係る特定建設業の許可を得ており、かつ、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定による一級建築士事務所登録を受けていること。
- (11) 元請負人として、国内の病院で、平成 20 年 4 月以降から参加表明書提出日の前までの間に、新築又は増改築工事の実績を有すること。



- (12) 次の要件を満たす技術協力業務責任者を技術協力業務に配置できること。
- ア 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
  - イ 国内の病院で、平成 20 年 4 月以降から参加表明書提出日の前までの間に、新築又は増改築を含む工事の設計業務において、監理技術者もしくは主任技術者として従事した経験、あるいは施工業務において監理技術者もしくは主任技術者として従事した経験を有すること。
  - ウ 参加申込書提出時において、所属する事業者との間に 3 か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (13) 建設工事を契約した場合、建設工事の契約の翌日から建設工事が完了するまでの間、次の項目を満たす監理技術者を専任配置できること。
- ア 一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
  - イ 監理技術者資格者証及び監理技術者講習会修了証を有していること。
  - ウ 国内の病院で、平成 20 年 4 月以降から参加表明書提出日の前までの間に、新築又は増改築を含む工事において、監理技術者もしくは主任技術者として従事した経験を有すること。
  - エ 参加申込書提出時において、所属する事業者との間に 3 か月以上の直接的な雇用関係があること。
- (14) 上記(12)技術協力業務責任者又は上記(13)監理技術者のいずれかをプロジェクト責任者として、全業務完了までの期間配置可能なこと。なお、プロジェクト責任者は技術協力業務期間及び工事期間において従事し、全ての関係者の窓口となり、対応・調整に当たるものをいう。
- (15) その他、配置技術者等の実績等は以下による。なお、技術協力業務責任者と監理技術者は兼任することができる。技術協力、各種会議体の出席は、会議体の内容上必要な者の出席を求めるものであり、全ての会議体に全ての者の出席を求めるという意味ではない。

	技術協力、各種会議体の出席	技術協力業務責任者の本業務内の兼務可否	保有資格	病院実績要否	備考	
技術協力業務責任者	○	—	第 1 1 0 (12) に沿う	○	—	
技術協力担当者	建築	○	○	一級建築士	×	—
	構造	○	×	構造一級建築士	×	—
	電気	○	×	設備一級建築士	×	—
	機械	○	×	または 建築設備士	×	—
	積算	○	×	建築積算士	×	—
建設工事	現場代	○	○	—	×	所属する事業者との

	理人					間に直接的な雇用関係があること。
	監理技術者もしくは主任技術者	○	○	第110(13)に沿う	○	—

(16) 記載する配置予定技術者は原則変更できない。ただし特別な理由があると発注者が認めた場合についてはこの限りではない。

(17) 共同企業体に関する事項は以下のとおりとする。

ア 共同企業体協定書を締結していること。

イ 代表構成員は本プロポーザルの公告時点において経営事項審査結果通知における建築一式工事に係る総合評価値が1,200点以上であること。また、その他の構成員で850点以上であること。但し蒲郡市に本社、本店、支店又は営業所登録を有する者であって、令和6・7年度格付け名簿の建築一式工事の等級区分特A及びA格付への者の中から共同企業体を組んで参加する場合は、この限りではない。

## 1.1 評価項目及び配点表

### (1) 実績評価

実績評価及び配点表は（別表1）に定めるとおりとする。

なお、共同企業体による受注実績の場合、（別表1）の各項目の評価の対象となるのは代表構成員としての実績に限るものとする。

### (2) 評価項目

評価項目（実績評価を含む）及び配点表は（別表2）に定めるとおりとする。

## 1.2 本プロポーザル参加の留意事項

### (1) 費用負担

本プロポーザルへの提出書類の作成及び提出、プレゼンテーション・ヒアリング等に係る全ての費用は参加者の負担とする。

### (2) 使用する言語、通貨及び単位

使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

### (3) 本プロポーザルに関する事項の追加・変更

本プロポーザルに関する事項について追加・変更が生じた場合、参加資格確認結果通知の日までは蒲郡市民病院ホームページに掲載し、それ以降は参加資格を得た者のみに電子メールで通知する。

## 第2 参加申込

### 1 参加資格確認

本プロポーザルに参加を希望する者は、参加資格確認に係る提出書類を作成し、「第1 9 実施スケジュール及び書類の提出方法」に該当する期限までに提出すること。

#### (1) 提出書類及び留意事項

参加資格確認に係る提出書類は以下のとおりとする。

##### ア 参加資格要件チェックリスト（様式1）

様式の確認欄にチェックを行い、確認書類とともに提出すること。

##### イ 参加申込書（様式3）又は（様式4-1）

単体で参加申込の場合は（様式3）を共同企業体で参加申込の場合は（様式4-1）を提出すること。

##### ウ 特定建設工事共同企業体委任状（様式4-2）

##### エ 特定建設工事共同企業体使用印鑑届（様式4-3）

##### オ 特定建設工事共同企業体協定書（様式4-4）

##### カ 施工実績確認書（様式5）

「第1 10 参加資格要件」を満たす実績を記載する。

##### キ 技術協力業務責任者の経歴等（様式6-1）

（ア） 技術協力業務を契約締結した場合の技術協力業務責任者を記載する。

（イ） 「第1 10 参加資格要件」を満たす経歴等を記載すること。

（ウ） 事故等のやむを得ない事由（病気・死亡等極めて特別な場合）により、技術協力業務責任者の変更が生じた場合は、発注者と協議のうえ当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有すると発注者が認める者とする。

##### ク 監理技術者の経歴等（様式6-2）

（ア） 工事を契約締結した場合の監理技術者を記入すること。

（イ） 「第1 10 参加資格要件」を満たす経歴等を記載すること。

（ウ） 事故等のやむを得ない事由（病気・死亡等極めて特別な場合）により、監理技術者の変更が生じた場合は、発注者と協議のうえ当初予定者と同等以上の資格及び施工実績等を有すると発注者が認める者とする。

##### ケ 配置技術者名簿（様式6-3）

##### コ 秘密保持に関する誓約書（様式7）

参加書類提出前に図面資料を求める場合には、誓約書のみ先に提出することができる。

##### サ 現地見学希望届（様式18）

希望者のみ提出。参加資格を得た者のみに対して見学を実施する。

(2) 各様式については、様式ごとに提示している事項に準じたうえで、必要に応じて記入枠の調整、罫線・段組等を編集して作成すること。また、各様式において記載事項が不足している場合等には、適宜、当該様式に記載事項を追加すること。

#### (3) 提出方法

(1)に記載の様式に記入の上、事務局まで電子メールにより提出すること。

(電子メール送付の後、電話連絡をすること)

(4) その他

ア 一度提出された書類等の訂正及び差替え等は原則認めない。(ただし、軽微な誤り等を修正するもので発注者が認めたもの、及び発注者が指示するものは除く。)

イ 提出された書類や図書等は、返却しない。

ウ 発注者は提出書類、添付書類等に関して、他の参加者に知られることのないよう取り扱い、保管するものとする。

## 2 参加資格確認結果通知

参加資格確認の結果は、「第1 9 実施スケジュール及び書類の提出方法」の期限までに電子メールで申請者に通知する。

## 3 参加資格がないと認めたものに対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、発注者に対して参加資格がないと認めた理由について書面により、次に従い説明を求めることができる。

(1) 提出期限

参加資格がないと認められた者は、確認結果の通知の翌日から起算して7日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)以内に、書面(任意様式)により発注者に対し説明を求めることができる。

(2) 回答期限

前項に対する回答については、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(土曜日、日曜日及び祝日を除く)以内に、書面により行う。

(3) その他

(1)による書面は、事務局まで持参または郵送とする。

## 第3 図面資料の貸与

本プロポーザルの参加申込をした者に対し、秘密保持に関する誓約書(様式7)と引き換えに、図面資料をDVD-Rにて貸与する。

(1) 貸与日は「第1 9 実施スケジュール及び書類の提出方法」に記載のとおりとする。

(2) 貸与資料を参加書類提出前に求める場合には様式7のみを先に提出することができる。

その場合、参加資格確認に係る提出書類の提出時に再度様式7を提出する必要はない。

(3) 貸与場所は「第1 7 事務局」とする。

(4) 貸与したDVD-Rは、技術提案書等提出時に返却すること。

## 第4 質問回答

参加申込に関する質問および技術提案書及びVE提案書等に関する質問を以下の通り実施する。

## 1 提出期限

「第1-9 実施スケジュール及び書類の提出方法」の各該当する期限までに電子メールにて事務局に送付すること。

## 2 提出方法

参加申込に関する質問は質問書（様式2）、技術提案書及びV E提案書等に関する質問で基本設計図書、図面についての質問は質問書（様式8-1）、それ以外に関する質問は質問書（様式8-2）に記載の上、事務局にマイクロソフト社製エクセル形式（以下、エクセル形式という。）で送信すること。電子メールの件名は、参加申込に関する質問は「(会社名) 蒲郡市民病院新棟等実施設計技術協力業務委託に係る公募型プロポーザル(参加申込質問書)」とし、技術提案書及びV E提案書に関する質問は「(会社名) 蒲郡市民病院新棟等実施設計技術協力業務委託に係る公募型プロポーザル(技術提案書及びV E提案書等質問書)」とすること。

また、電子メール送信後、確認のために事務局へ電話連絡すること。

## 3 質問に対する回答

「第1-9 実施スケジュール及び書類の提出方法」の該当する期限までに、蒲郡市民病院ホームページに掲載する。

## 4 その他

参加申込に関する質問への回答は、本プロポーザルに関する資料の細部説明及び補完する内容のものに限る。なお、質問内容で会社名がわかるもの（自社の名称、自社が請負った工事が容易に特定できる内容等）は記載しないこと。

技術提案書及びV E提案書等に関する質問は、基本性能・構造等に関わる質問のみとし、それ以外の質問には回答しない場合がある。

質問は参加者1者に対し1回限りとし、追加の質問は認めない。

※「基本性能に関わる質問」の定義

病院の診療環境、患者環境、および医療従事者の働く環境に影響のある事項、建築及び建築設備の品質、コスト、スケジュールに影響のある基本的性能についての質問をいう。なお、数量の指示を求める質問は基本性能には含まれない。

※「構造等に関わる質問」の定義

基本設計図書および図面に示す構造等の考え方について、技術提案、概算積算および減額案の立案を目的に設計意図を確認する質問をいう。

## 第5 技術提案書、V E提案書及びV E提案採用前概算見積書の提出

### 1 技術提案書及びV E提案書等の目的、提出期間、提出書類

技術提案等については、実施設計段階から施工段階を通じて、適正な品質を確保しつつ、工事費を抑え、目標工期内に完成することを目的とした提案を行うこと。

(1) 提出期間

「第19 実施スケジュール及び書類の提出方法」の期限までに提出すること。

(2) 提出書類

技術提案書等の審査に係る提出書類は以下のとおりとする。

ア 技術提案書提出書（様式9）

イ 技術提案書及びVE提案書

（ア）実施設計段階の実施方針に関する提案ア～オ（様式10-1 A3判：計2枚）

（イ）施工段階の実施方針に関する提案ア～カ（様式10-2 A3判：計2枚）

（ウ）工程遵守に関する提案（様式10-3 A3判：計1枚）

（エ）蒲郡市内事業者の活用に関する提案ア～カ（様式10-4 A3判：計1枚）

（オ）VE提案

・VE提案総括表（様式11 A4判：計1枚）

・VE提案書（様式12 A4判：VE提案数の枚数）

ウ 上記ア、イを記録したDVD-R（1枚）

※オリジナルデータ及びPDF形式にて保存

エ 第3で貸与したDVD-R

(3) 書類提出部数

上記(2)ア及びイ（ア）～（オ）の内容を1部ずつ順にまとめ、計15部提出すること。

## 2 技術提案書、VE提案書及びVE提案採用前概算工事費見積書の作成

技術提案書についてはそれぞれ以下、(1)～(4)のテーマについて作成すること。

(1) 実施設計段階の実施方針に関する提案

実施設計段階において実施、実現できる効果的で具体的な取組みを提案すること。

以下、ア～オのテーマについて6項目まで提案すること。

ア ECI発注のメリットを活かせる体制について（関係者との円滑なコミュニケーションを図る手法を含む）

イ 技術協力業務者として病院特有の設計品質を確保及び品質向上を実現するための取組みについて（工事ステップ毎の医療継続性の確保及び設備等インフラの稼働維持の確保等を含む）

ウ 実施設計段階のコスト増加を抑制できるコストコントロール方法について（実施設計開始から実施設計終了、工事請負契約締結に至るまでの各段階における課題を想定し、各々の具体的取組みについて提案すること）

エ 脱炭素社会の実現につながる設計手法について

オ その他自由提案（2項目まで）

(2) 施工段階の実施方針に関する提案

施工段階において実施、実現できる効果的で具体的な取組みを提案すること。

以下、ア～カのテーマについて8項目まで提案すること。

ア 病院運営、設備等インフラ稼働維持等による施工計画、動線の確保及び騒音、振動、

安全対策への配慮について

イ 配置計画による施工条件等を踏まえ、現道交通への影響の最小化に有効な手法について

ウ 施工品質を確保するための体制及び手法について（建築、構造、設備、その他病院及び本事業特有の品質）

エ 竣工後の建物品質を維持するための提案について

オ 工事中のコスト増加を抑制するコストコントロール方法について（着工から竣工に至るまでの各段階における課題を想定し、各々の具体的取組みについて提案すること）

カ その他自由提案（3項目まで）

### (3) 工期遵守に関する提案

原則として4週8閉所を行った上で、品質、安全性、医療継続性を確保した上で工程の遵守を実現できる効果的で具体的な取組みと、その工期の工程表を作成し提案すること。非常発電機棟及びエネルギー棟機器改修工事への取組みについても工事ステップ毎に記述すること（取組みは複数でも可）。

なお、工期短縮が図れる場合、具体的な短縮期間も明記すること。

### (4) 蒲郡市内事業者の活用に関する提案

蒲郡市内事業者の活用について、実施、実現できる効果的で具体的な取組みとして、以下、ア及びウ～カのテーマについて6項目まで提案すること。また、直接的に経済効果が見込まれる提案については、数値化して記述すること。

ア 蒲郡市内建設関連事業者の活用について

イ 蒲郡市に本社、本店、支店又は営業所登録を有する者であって、令和6・7年度格付け名簿の建築一式工事の等級区分特A及びA格付への者の中からJVを組んで参加する場合は別表2による配点の対象となる。

ウ 蒲郡市内事業者からの建築資材購入計画について

エ ア～ウ以外の業種の活用方法について

オ ア、ウ及びエの履行を確認するための有効なモニタリング手法と効果について

カ その他自由提案（2項目まで）

※蒲郡市内建設関連事業者及び蒲郡市内事業者とは、蒲郡市内に本店、支店及び営業所を有する企業をいう。

### (5) VE提案書の作成

VE提案書については以下について作成すること。

ア VE提案総括表（様式11）

提出されたすべてのVE提案の総括表として様式11を提出すること。

マイクロソフト社製のエクセルデータも併せて提出すること。

イ VE提案書（様式12）

VE提案ごとにA4、1枚にまとめ提出すること。

記載する内容は、次のとおりとする。

- (ア) 基本設計図書、図面に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案目的
- (イ) VE提案が採用された場合の概算工事費のコスト削減金額（諸経費含む）、ランニングコスト削減額（30年相当概算金額、根拠資料含む）
- (ウ) VE提案が採用された場合、発注者が別途発注する関連工事における内容やスケジュール等に与える具体的影響
- (エ) 工業的所有権等の排他的権利（特許権等）を含むVE提案である場合、その取扱いに関する事項
- (オ) 同時成立しない減額提案番号
- (カ) その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項及びその対策
- (キ) 諸経費はVE提案ごとに計上すること。

(6) VE提案採用前概算工事費見積書の作成

VE提案採用前概算工事費見積書については以下について作成すること。

ア VE提案採用前概算工事費見積書（様式13）

イ VE提案採用前概算工事費見積内訳書（様式14）

基本設計図書、図面に記載された内容通りの概算工事費見積書及び概算工事費見積内訳書を提出すること。必要に応じて、見積項目を追加・修正すること。マイクロソフト社製のエクセルデータも併せて提出すること。

概算工事費見積に関わる業務範囲は以下の通りとする。技術協力業務については、別途技術協力業務委託契約を締結するが、予め技術協力業務委託料を設定しているため、業務内容がその額を上回る内容であると想定される場合については、概算工事費見積に上回った分の技術協力業務費を計上すること。

（ア）建設工事業務

- ① 建築工事（昇降機工事・外構工事含む）
- ② 電気設備工事
- ③ 機械設備工事（給排水衛生設備工事、空調換気設備工事含む）
- ④ 実施工程表、施工計画書、施工図、総合図、工事記録等の作成
- ⑤ 施工に関わる全ての許認可協議、申請、届出等の手続き  
（申請料等、必要となる費用負担全てを含む）
- ⑥ 施工に必要な諸手続き、仮設インフラの引き込み手続き、道路その他第三者管理の土地使用の手続きなど
- ⑦ 工事定例会議の開催及び記録の整備
- ⑧ モックアップ及びモデルルーム  
（モックアップ及びモデルルームの内装は諸設備の内容を備えたものとする）
- ⑨ 完成図書・保全に関する資料の作成
- ⑩ 竣工写真
- ⑪ 着工前の近隣家屋調査



- ⑫ 工事騒音状況の透明化と近隣への配慮  
騒音計設置等により、騒音規制法の遵守に努めていることを近隣へ周知させること。
- ⑬ 各種調査業務  
工事完成までの間に許認可申請、行政手続き上必要となる全ての調査業務
- ⑭ 現場における設計変更に伴う補助業務  
設計変更に関わるあらゆる検討及び申請業務における全ての行政折衝、必要書類作成を含む
- (イ) その他
- ① 発注者で行う各種申請に係る図面提供、面積表作成等の支援業務
- ② 工事請負契約書の印紙代金
- ③ 官公庁その他への手続きとその費用  
業務を完了する上で想定される必要な全ての諸手続き（仮設インフラの引き込み手続き、道路その他第三者管理の土地使用の手続き、昇降機確認申請など）は必要書類の作成を含め一切施工者で行い、それに係る全ての費用を負担する。計画変更が発生した場合、必要書類の作成は施工者が行う。仮使用承認申請が生じた場合についても同様とする。中間検査、完了検査、昇降機確認申請、計画変更申請、仮使用承認申請の手続きに係る申請手数料については発注者が負担する。但し、施工者からのVE提案に起因する計画変更申請、及び仮使用承認申請に係る申請手数料については施工者が負担する。工事に伴う近隣等への対策、苦情処理等については、一切施工者において処理・解決し、その費用を負担する。
- ④ 着工するにあたり必要となる手続きとその費用
- ⑤ 式典費用  
諸式典及びその費用負担は、次表のとおりとする。

式典	費用負担者	摘要
起工式	受注者	式典に係る費用一式を共通仮設に見込むこと。なお、直会を行わない。受注者からの参列者及び事務局職員を除き、15名程度を想定すること。
竣工式	発注者	発注者にて式典・内覧会等を実施する場合には、設営・案内等に協力すること。

- ⑥ その他契約に当たって合意された事項
- (ウ) 注意事項
- ① 本見積作業に関して、建設地や法人が特定されるような件に関しての関係官庁への接触は行わないこと。
- ② 本見積作業に関して、協力会社、メーカーと接触する場合、情報の漏洩には重々気をつけること。また、漏洩した場合は、契約解除も有り得る。
- ③ 請負範囲の労災保険については、施工予定者にてその負担を見込むこと。
- ④ 自家用電気設備の保安管理について 建物引渡しまでの間 本設の受変電設備に受電

した場合にはその保安管理は施工者にて電気主任技術者を選定し実施のこと。

- ⑤ 建設工事にあたり、騒音、振動対策、交通対策、粉塵対策、清掃などには十分注意を払い、特筆すべきことは提案書に盛り込む。
- ⑥ 廃棄物の処理については、自由処分以外（一般廃棄物処理及び産業廃棄物）は専門処理業者に処理させること。請負った施工者の責任において「リサイクル法」、「産業廃棄物及び清掃に関する法律」及びその他の関係法令を厳守し、行政の指導に従って処理すること。
- ⑦ 工事関係車両については、交通法規を遵守すること。特に周辺の道路で駐車することがないように徹底すること。なお今回の建設工事における工事関係車両の駐車場については、「基本設計図書 1 - 1 4 参考：工事計画」を参照の上検討すること。

#### (7) 提案書作成に関する条件設定

工事計画の条件設定は以下とする。

工事計画内にある調整池の耐荷重は  $400 \text{ kg/m}^2$  以下とする。

### 3 技術提案書作成の留意事項

- (1) 技術提案書の右肩に「参加資格確認結果通知書」に記載されているアルファベット（全角）を記入すること。
- (2) 技術提案書は、それぞれの指定の枚数の範囲内で記述し、合計枚数に応じた通し番号を右肩の欄に記入すること。
- (3) 技術提案書に記載の文字の大きさは 10.5 ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りでないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある。）とする。
- (4) 提出する書類は左肩ホッチキス留め等、分離せず必要書式が閉じ込まれた状態で提出すること。
- (5) 技術提案書及び V E 提案書に記述した提案は、技術提案書のプレゼンテーション・ヒアリング、審査等を通じて採用され、その結果、本プロポーザルの参加者が施工予定者として選定された場合には、施工予定者は技術提案書及び V E 提案書に記述した提案について、技術提案内容の適用判断及び設計への反映に必要な提案部分に関する機能、性能、適用条件等の技術情報並びに見積り及び見積根拠に関する情報を提出するものとする。なお、技術協力業務の契約締結後に実施した調査結果や設計の進捗により技術提案の採用に関して疑義が生じた場合は、発注者と協議するものとする。
- (6) 技術提案書と V E 提案書において、各々の提案を関連付けた提案記載は行わないこと。

### 4 V E 提案書作成の条件

- (1) V E 提案の内容は以下のとおりとする。
  - ア 想定する縮減額が 3,000,000 円（経費・消費税及び地方消費税相当額含む）以上の項目とし、最大 40 件以内とすること。

イ 構造、工法、施工方法に関する提案を広く求める。

## (2) VE提案の範囲

次に該当するものはVE提案の対象とすることができない。ただし、オ～セについては、該当する場合であっても工事費の削減、ライフサイクルコストの縮減や建築物等の機能・性能・品質の向上の観点から、総合的に大きな効果が得られると認められる場合についてはこの限りではない。

ア 法令等に抵触する恐れのあるもの

イ 防災性・安全性が低下するもの

ウ 構造性能の低下を伴うもの

エ 医療機能に影響すると考えられるもの

オ 基本設計図書に示す機能・性能・品質が低下するもの

カ 配置計画・平面計画・外観デザインに大幅な変更を伴うもの

キ 設備計画において機能・性能・品質が低下するもの

ク 維持管理の困難さやメンテナンスコスト増加をもたらすもの

ケ 工期（設計変更・法令に基づく所定の手続等に要する期間を含む）の延長を伴うもの

コ 工事中の騒音・振動が増加するもの

サ 環境負荷が増大するもの

シ VE提案の採用により、技術提案が成立しなくなるもの

ス 工事範囲から別途発注工事等への工事範囲変更や事業全体のコストが低減にならないもの

セ その他適正な履行がなされない恐れのあるもの

## (3) VE提案の具体的な考え方

総合的な観点から、大きな効果が得られると認められる柔軟な提案を求める。

ア 面積・高さに関わるもの

(ア) 延べ面積は基本設計図書及び図面に示す数値を基準とする。延床面積削減を伴う提案については、総合的に大きな効果が得られると認められる場合に限り採用とする。

(イ) 建築物の高さ、最高高さは基本設計図書及び発注図書に示す高さを基準とし、日影規制等の法的規制内とする。建築物の高さ、最高高さの変更を伴う提案については、総合的に大きな効果が得られると認められる場合に限り採用とする。

(ウ) 主要諸室の天井高は図面に示す数値を基準とする。

イ 平面計画に関わるもの

(ア) 主要諸室のレイアウト・間仕切り壁の位置は原則として変更できない。但し、総合的に大きな効果が得られると認められる場合についてはその限りではない。

(イ) 主要諸室の面積は基本設計図書、図面の通りとするが、柱の形状や寸法の変更に伴う微修正は可能とする。

ウ 構造計画に関わるもの

(ア) 基本設計図書、図面に示す耐震安全性の目標を遵守すること。

(イ) 設計用床積載荷重・地震荷重・風荷重・積雪荷重の設計条件は変更できない。

(ウ) 上記を満たした上で、総合的に大きな効果が得られる構造提案を求める。

#### エ 設備計画に関わるもの

(ア) 基本設計図書、図面に示された各設備条件（機能、性能、品質）を下回らないこと。

#### オ その他

(ア) 一般的な病院として当然備えるべき機能・性能は満たすこと。

### 5 VE提案書作成の留意事項

- (1) VE提案総括表及びVE提案書の右肩に「参加資格確認結果通知書」に記載されているアルファベット（全角）を記入すること。
- (2) VE提案は、VE提案1つに対して1枚記述するものとし、合計枚数に応じた通し番号を右肩の欄に記入すること
- (3) VE提案書は、各提案についての具体的な考え方を様式12の範囲内で記述すること。なお、文字の大きさは10.5ポイント以上（イラスト等に含まれる文字についてはこの限りではないが、判読が困難である場合は当該部分を評価できないことがある）とする。
- (4) 参加者から提出された、工業的所有権等の排他的権利（特許権等）を有する提案以外のVE提案については、無償で使用できるものとする。
- (5) 施工予定者は審査等を通じて採用されたVE提案について、当該VE提案（条件付き採用可能項目も含む）を全てVE提案採用後概算工事費見積書に反映させることとし、技術協力業務の期間中、当該VE提案採用金額の変更は行わない。ただし、上記のVE提案が実施設計に反映できない場合においては3者協議会に諮り、発注者にて当該VE提案とその採用金額の取扱いを決定する。

### 6 その他

- (1) 一度提出された書類等の訂正及び差替え等は原則認めない。（ただし、軽微な誤り等を修正するもので、発注者が指示するものは除く。）
- (2) 提出された書類や図書等は、返却しない。
- (3) 発注者は応募書類、添付書類等に関して、他の参加者に知られることのないよう取り扱い、保管するものとする。
- (4) 本プロポーザルにおいて採用されたVE提案については、提案者でなければ設計できない技術、あるいは、設計者が責任を負えない技術がある場合は、確認申請上、提案者をその他設計者とする。提案者が確認申請上のその他設計者となりえない事情がある場合には、同技術は採用しない。
- (5) 注意事項
  - ア 技術提案等については審査を公平に行うため応募者が特定できるような表現（自社の名称、自社が請負った工事が容易に特定できる内容等）は避けること。
  - イ 提出書類は、その各項目における必要記載事項又は提案事項がない場合でも提出する

こと。その場合には、「記載に該当する内容がありません。」又は「記載に該当する提案がありません。」等、それぞれの様式に記載すること。なお、白紙提出とみなされる書類は未提出扱いとなり、参加資格を喪失する場合があるので注意すること。

ウ 提出された技術提案等の内容について、事務局から意図を確認するため質疑を行う場合がある。その際は速やかに回答を行うこと。

## 第6 プレゼンテーション・ヒアリング

### 1 プレゼンテーション・ヒアリングの実施選定について

(1) 技術提案者が5者を超える場合は、プレゼンテーション・ヒアリングを実施する者を実績評価、技術提案、VE提案及びVE提案採用前工事概算見積により5者に選定する。その場合の結果通知は「第6 2(3)」と同時に行うものとする。

### 2 プレゼンテーション・ヒアリングの実施について

(1) 実施日

「第1 9 実施スケジュール及び書類の提出方法」に記載の日程で実施する。

(2) 本プロポーザル参加者は、提出された技術提案書等に基づいてプレゼンテーションを行い、その後、選定委員によるヒアリングを受ける。

(3) 実施場所、実施時間、その他詳細については後日、事務局より連絡を行う。

(4) 実施方法は、選定委員によるヒアリング形式とする。

## 第7 技術提案の審査及び評価方法

### 1 技術提案の審査及び評価方法について

(1) 技術提案の審査は、選定委員会が行う。

ア 技術提案の評価方法

提出された技術提案の提案に求める内容ごとに審査を行い、プレゼンテーション・ヒアリングで確認したのち評価を行い、別表2に定める配点を与える。

## 第8 VE提案の審査及び採否通知

### 1 VE提案の審査及び採否通知について

(1) VE提案の審査は、選定委員会が行う。

(2) VE提案は、施工の確実性、安全性、経済性（工事費等削減効果）等の総合的な視点で、採用可能（○）、条件付き採用可能（△）、不採用（×）を判定する。

(3) VE提案採否の通知は、プレゼンテーション・ヒアリングの後、参加者それぞれに電子メールにて通知する。

(4) 上記(2)において採用を決定したVE提案の合計金額をVE提案採用金額とする。

(5) VE提案採否の通知日は、「第1 9 実施スケジュール及び書類の提出方法」のとおりとする。

## 第9 VE提案採用後の概算工事費見積書及びVE提案採用後概算工事費見積内訳書の提出

### 1 提出期間、提出書類、提出部数

#### (1) 提出期間

「第19 実施スケジュール及び書類の提出方法」の期限までに提出すること。

#### (2) 提出書類

##### ア VE提案採用後概算工事費見積書（様式15）

（ア） 様式15にて作成する。VE提案採用後概算工事費と併せて、VE提案採用前概算工事費、VE提案採用（縮減）金額合計も記載する。消費税及び地方消費税相当額含む金額を記載すること。

##### イ VE提案採用後概算工事費見積内訳書（様式16）

（ア） 様式16にて作成する。必要に応じて、見積項目を追加・修正することとするが、追加・修正した場合には、VE提案採用前概算工事費見積内訳書と同じ項目となるよう整理すること。マイクロソフト社製のエクセルデータも併せて提出すること。

#### (3) 書類提出部数

上記(2)ア・イの内容をまとめ、各2部提出すること。

## 2 VE提案採用後概算工事費見積書、VE提案採用後概算工事費見積内訳書作成の留意事項

(1) 消費税及び地方消費税相当額含む金額を記載すること。

(2) VE採用後の数量、金額等とし、VE提案採用前概算工事費見積内訳書を赤字にて修正したものとする。

(3) VE提案採否の通知の結果、採用または条件付採用とされたVE提案内容及び技術提案内容については、全て見積に反映させること。

(4) 基本設計図書、図面に含まれている内容を承知したうえで、基本設計図書、図面に表記されていない場合でも、本工事を完成するのに必要な全ての材料や作業及び施工上、当然必要とされる内容を想定し、VE提案採用後概算工事費見積書及びVE提案採用後概算工事費見積内訳書に反映すること。

## 第10 金額の評価方法

### 1 金額の評価方法について

#### (1) 金額の評価（算出方法）

金額の評価は、提案者より提出された技術提案書のうちVE提案採用後概算工事費見積書（様式15）及びVE提案採用後概算工事費見積内訳書（様式16）に記載された金額（提案金額）を用い、以下金額評価算定表の算式により評価点を計算する。

小数点第3位を切り捨て、小数点第2位まで求めることとする。

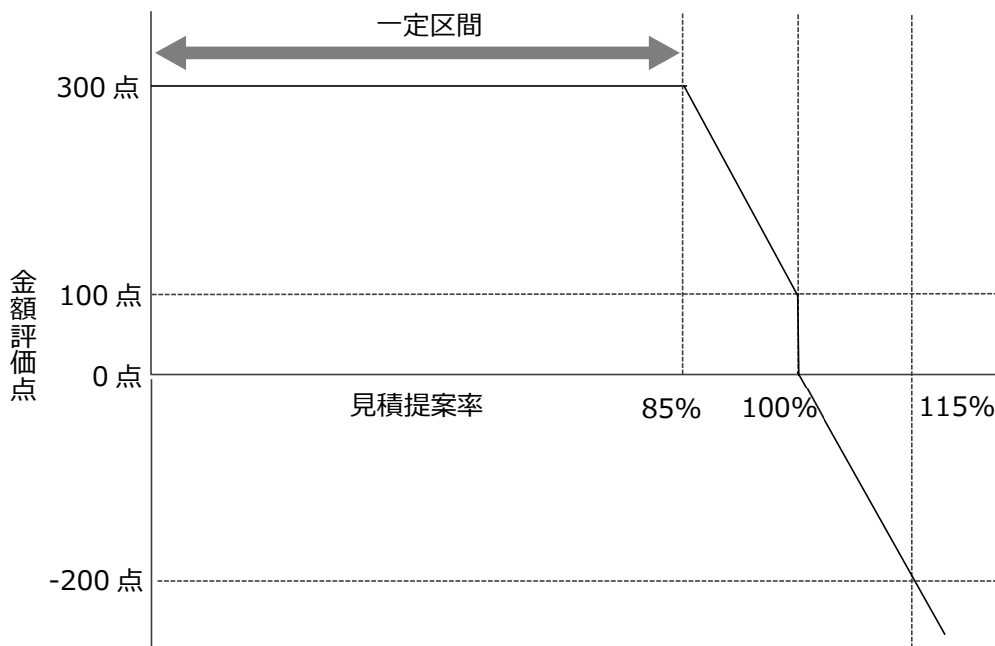
金額評価算定表

$$\text{参考見積提案率 (\%)} = (\text{VE 提案採用後概算工事費} / \text{総工事費参考金額}) \times 100$$

$$\text{VE 提案採用後概算工事費} = \text{VE 提案採用前概算工事費} - \text{VE 提案採用金額}$$

金額 評価 点	(1) 【参考見積提案率 ≤ 総工事費参考金額 85%】 の場合
	金額評価点：300点
	(2) 【総工事費参考金額 85% < 参考見積提案率 ≤ 総工事費参考金額 100%】 の場合 金額評価点は、85%：300点と100%：100点を通る直線式により算出される以下の y の値とする $y = b \times (1 - x/a) + 100$ x：(参考見積提案率 - 85%) y：金額評価点 a = 15 (%)    b = 200 (点)
(3) 【総工事費参考金額 100% < 参考見積提案率】 の場合 金額評価点は、100%：0点と115%：-200点を通る直線式により算出される以下の y の値とする ・金額評価点算定式 y $y = b \times (1 - x/a)$ x：(115% - 参考見積提案率) y：金額評価点 a = 15 (%)    b = -200 (点)	

金額評価点のイメージは以下のとおり。



【例 1】 参考見積提案率が 95.0%だった場合  
 $x = (95.0 - 85.0) \% = 10.0\%$   $a = 15\%$   $b = 200$  点  
 $y = 200 \times (1 - 10.0 / 15.0) + 100 = 166.66$  点

【例 2】 参考見積提案率が 105.0%だった場合  
 $x = (115.0 - 105.0) \% = 10.0\%$   $a = 15\%$   $b = -200$  点  
 $y = -200 \times (1 - 10.0 / 15.0) = -66.66$  点

## 第 1 1 最優秀提案者の決定

### 1 最優秀提案者の決定について

- (1) 優先交渉権者と次点交渉権者の候補者は、次のとおり選定する。
- ア 優先交渉権者の候補者は、各委員が提案者ごとに評価し、その採点により各提案者に順位を付け、第 1 順位の最も多い提案者とする。
  - イ 第 1 順位の最も多い提案者が 2 者以上いるときは、第 1 順位の最も多い提案者のうち第 2 順位の最も多い者を優先交渉権者の候補者とする。以下、同数の場合は、同様に第 3 順位、第 4 順位と続ける。
  - ウ 次点交渉権者の候補者は、各委員が提案者ごとに評価し、その採点により各提案者に順位を付け、優先交渉権者を除いて第 1 順位の最も多い提案者とする。
  - エ 優先交渉権者を除いて第 1 順位の最も多い提案者が 2 者以上いるときは、第 1 順位の最も多い提案者のうち第 2 順位の最も多い者を次点交渉権者の候補者とする。以下、同数の場合は、同様に第 3 順位、第 4 順位と続ける。
  - オ ア～エによっても決まらない場合は、選定委員会において、各委員の採点結果を踏まえた上で、合議により決定する。
- (2) 最終審査結果の通知は、「第 1 9 実施スケジュール及び書類の提出方法」の該当する期限までに書面により、参加者それぞれに通知するとともに、蒲郡市民病院ホームページに掲載する。なお、最終審査結果に関する問合せ、異議申し立ては一切受け付けない。

## 第 1 2 基本協定書の締結

### 1 基本協定書の締結について

- (1) 最優秀提案者は発注者が指定する期日までに、V E 提案採用後工事費見積内訳明細書及び V E 提案見積内訳明細書（以下「明細書等」という。）を提出する。任意書式にて作成する。明細書等は、V E 提案採用後概算工事費見積内訳書の根拠となるものである。明細書等の項目構成は、V E 提案採用後概算工事費見積内訳書に合わせる。明細書等は、V E 提案採用後概算工事費見積内訳書（様式 1 6）の作成要領に倣って作成すること。マイクロソフト社製のエクセルデータも併せて提出すること。）明細書等は、技術協力業務におけるコスト管理支援及び円滑な価格交渉での活用が可能なものとする。



明細書等作成にあたっては、以下に留意すること。

ア 明細書等の書式については、任意書式による。ただし、見積会社名、及びページ数 / 全体ページ数を各ページのフッター部に出力すること。

イ 明細書等は、項目・内容・単位・数量・単価・金額を記載すること。

ウ 明細書等は、公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編・設備工事編）（国土交通省大臣官房官庁営繕部）の工種別科目の標準区分、及び公共工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）に出来る限り準拠したものとなるように作成すること。

エ 一式工事とする場合は、歩掛等の一式工事の根拠を明細書等に反映させること。

オ 共通仮設工事・直接仮設工事については一式計上をしないこと。

カ 価格調整など根拠のない一括値引き（出精値引き）は認めない。

キ VE提案採否の通知の結果、採用または条件付採用とされたVE提案内容及び技術提案内容については、全て見積に反映させること。

ク 基本設計図書に含まれている内容を承知したうえで、基本設計図書に表記されていない場合でも、工事を完成するのに必要な全ての材料や作業及び施工上、当然必要とされる内容を想定し、反映すること。

ケ 明細書等を記録したDVD-R（1枚）を提出すること。

※オリジナルデータ及びPDF形式にて保存

(2) 基本協定書の締結にあたり、発注者及び設計者並びに最優秀提案者は、以下の内容確認を行う。

ア 最優秀提案者より提出された明細書等の算出根拠及び考え方並びに妥当性の確認。

イ 明細書等に基づく、実施設計着手段階での設計仕様の確認。

ウ 技術協力業務期間における明細書等とのコスト乖離を防止するために、実施設計を進めるにあたって設定する設計仕様の確認とフィードバック方法。

エ 工事請負契約締結後の物価変動や社会情勢の変化に伴う請負代金の変更については、工事請負契約書に基づく協議対象事項であるため、技術協力業務終了後の見積合せにおいては当該金額を見込まないことを確認。

(3) 上記イの確認において、明細書等と想定される設計仕様に相違がある場合は、発注者、設計者及び最優秀提案者にて協議し、必要に応じて設計仕様又は明細書等の修正を行う。なお、「第9 2 VE提案採用後概算工事費見積書、VE提案採用後概算工事費見積内訳書作成の留意事項」(4)の記載事項については設計仕様又は明細書等の修正対象としない。

(4) 発注者及び設計者並びに最優秀提案者は、明細書等（修正された場合は、修正後の明細書等）を実施設計におけるコストコントロールの根拠とし、原則、VE提案採用後概算見積金額を基に発注者が決定した工事費上限額以内での工事の実施に向けて技術協力業務を実施することを合意し、その旨を基本協定書に記載する。

(5) 技術協力業務期間における、発注者からの変更指示及び予見不可能な事由に起因する変更並びに社会経済情勢の変化による工事費上限額の変更については、別途協議の上、発注者が再度決定するものとする。

- (6) 発注者は、上記(1)～(4)における、確認、協議及び合意について、設計者及び最優秀提案者との調整を、CMr とともに行うこととする。

## 第13 その他

### 1 失格条項

参加者が次のいずれかに該当した場合、失格とする。

- (1) 提出物に虚偽の記載又は、不正があった場合。
- (2) 提出物の作成要領、提出方法及び提出期限を守らなかった場合。
- (3) 公告日から最終審査結果通知・公表が終了するまでの期間、選定委員に直接又は間接を問わず本件に関し故意に接触した場合。
- (4) 事務局が設定した現地見学以外で事務局に断りなく病院敷地内を勝手に見学した場合
- (5) その他選定委員会が不適切と判断した場合。

### 2 参加者数

参加者が1者の場合でも本プロポーザルは実施する。この場合、技術提案書等の内容を確認の上、問題がなければ審査を行い、選定委員会の議によりその者を「最優秀提案者」として選定することができる。

### 3 参加の辞退

本プロポーザルを途中で辞退する者は、「辞退届」（様式17）を提出すること。

### 4 公表、非公表の範囲

本プロポーザルにおける公表の範囲は、以下のとおりとする。

#### (1) 公表の範囲

- ア 参加表明者及び技術提案者の数
- イ 最優秀提案者及び次点者の名称
- ウ 技術提案者（最優秀提案者及び次点者以外の者は匿名で表記）の獲得評価
- エ 最優秀提案者の技術提案書（抜粋版）（技術協力業務委託契約締結後に予定）
- オ 審査結果の講評（上に同じ）

### 5 施工予定者（受注者）の技術提案の履行に関する事項

受注者は、発注者より実施の必要がないと指示を受けたものを除き、技術提案書の提案内容を確実に実施すること。技術提案に基づく提案内容について、実施設計完了後及び工事途中、工事完了後に、履行状況の確認を行う。受注者は、提案内容の履行状況を確認できるよう整理する。履行確認の方法等については、発注者と受注者が協議の上、発注者が定める。

なお、受注者の責により技術提案が履行されない場合又は履行を確認できない場合は、履行の状況に応じて以下の算出方法により、技術協力業務委託契約金額の減額を行う。また工事請負契約においても契約締結後、履行されないものについて、この算出方法を踏まえて

請負代金額の減額を行う。減額については、発注者と受注者が協議の上、発注者が定める。

【減額の算出方法】

$$\text{減額} = \{1 - (1000 + \beta) / (1000 + \alpha)\} \times C$$

C：契約金額（円）（技術協力業務委託契約金額又は工事請負代金額）

α：当初の評価点

β：達成度合いに応じて再計算した評価点

達成度合いについては、発注者と受注者が協議の上、発注者が定め、提案内容と異なる方法で同等の機能・品質等を達成できると発注者が認めた場合は、減額の免除又は一部免除することができる。

## 6 リスク負担・分担

本件業務における工事金額の増加等の負担は、以下の表のとおりとする。なお、工事請負契約との齟齬が発生した場合には、工事請負契約を上位とする。

リスクの種類		No	リスクの内容	負担者		備考	
				発注者	受注者		
共通	入札手続き等 リスク	1	プロポーザル時に発注者が提示するプロポーザル用資料の誤り	○			
		2	発注者の帰責事由により落札者と契約締結ができない、又は手続きに時間がかかる場合	○			
		3	受注者の帰責事由により発注者と契約が締結できない、又は手続きに時間がかかる場合		○		
	制度 関連 リスク	4	本工事に係る根拠法令の変更、新たな規制の立法等	○		契約前に確認できるものは受注者の負担	
		5	消費税率が変更されたことによる費用の増加	○			
		6	本工事の実施にあたって、受注者が取得すべき許認可等の遅延等による費用の増加		○		
	社会 リスク	住民等の要 望活動	7	本施設を整備することそのものに対する地域住民の要望活動、訴訟等に関する費用の増加等	○		
			8	受注者が行う業務全般に起因する地域住民等の要望活動、訴訟等に関する費用の増加等		○	
		環境の保全	9	受注者が行う業務全般に起因する環境問題(騒音、振動、有害物質の排出等)に関する対応		○	
		第三者賠償	10	発注者の事由による事故等により第三者に与えた損害(病院の帰責事由により、通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合を含む。)	○		

			11	受注者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害(通常避けることのできない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合で、受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものを含む。)		○	
			12	本件工事等の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振動により第三者に損害を及ぼしたとき	△	△	分担比率は協議の上、発注者にて決定
経済リスク	物価の変動		13	物価の変動	△	△	分担比率は協議の上、発注者にて決定
債務不履行リスク	本業務の中止延期		14	発注者の指示等による本業務の中止、延期	○		
			15	上記以外の事由による本業務の中止、延期(不可抗力リスクを除く)		○	
	構成員に関するリスク		16	受注者の構成員及び協力会社の業態悪化等に起因し、工事(造成工事含む)の実施が困難となった又は遅延した場合		○	
	不可抗力リスク		17	暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動、その他の自然的若しくは人為的事象による工事目的物への損害	○	△	損害額の算定は蒲郡市公共工事請負契約約款第30条による
実施設計・施工段階	各種調査リスク		18	発注者が指示した現況図等が現状と著しく異なっていた場合	○		
			19	受注者が実施した各種調査等に不備があった場合		○	
	設計リスク		20	発注者が提示した設計に関する与条件又は設計図書関連資料の内容に不備があった場合	○		
			21	受注者が実施した設計に不備があった場合		○	
	設計変更リスク		22	発注者の指示により、設計図書関連資料と異なる内容の設計変更を行ったことによる工事の遅延や工事費用等の増加	○		
			23	受注者の事由によって設計変更したことによる工事の遅延や設計・工事費用等の増加		○	
	用地リスク	用地の瑕疵		24	事業用地の土壌汚染、埋蔵物等による計画・設計変更又は工事費用等の増加	○	
地盤・地質状況の再			25	過去の調査では予見不可能な地質・地盤状況の結果、工法・工期等に変更が生じた場合	○		

施工 リスク	工事完了の 遅延	26	発注者の帰責事由により契約期日 までに施設整備が完了しない場合	○		
		27	受注者の帰責事由により契約期日 までに施設整備が完了しない場合		○	
	工事費増減	28	発注者の帰責事由による工事費の 増加	○		
		29	受注者の帰責事由による工事費の 増加		○	
	東急水準等 未達	30	完了検査等において、設計図書関 連資料未達の箇所や施工不良部分 が発見された場合		○	
	施工による 損害	31	施工により既設建物損傷やインフ ラ断絶を及ぼした場合の復旧・補 修等関連費用		○	
		32	引渡し前に工事目的物・関連工事 に関して生じた損害		○	

○：リスクを負担する。 △：リスクを分担する。